

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六号

平成二十一年
二月二十日

金 曜 日

目次

規 則

山梨県獣医療法施行細則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二号

山梨県獣医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年二月二十日

山梨県知事

横 内 正 明

山梨県獣医療法施行細則の一部を改正する規則

山梨県獣医療法施行細則(平成五年山梨県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

診療施設開設届

次のとおり診療施設を開設したので、獣医療法第3条及び獣医療法施行規則第1条第1項の規定により届け出ます。

診療施設の名称		
開設の場所		
開設の年月日		
診療施設の構造設備の概要		
開設者の獣医師免許の有無		
管理者の氏名及び住所		
診療の業務を行う獣医師の氏名		
診療の業務の種類		
エックス線装置に関する事項	製作者名	
	型式	
	台数	

	エックス線高電圧発生装置の定格出力			
	エックス線装置及びエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
	エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴	氏名	エックス線診療に関する経歴	
診療用高エネルギー放射線発生装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	台数			
	定格出力			
	診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
	診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴	氏名	放射線診療に関する経歴	
	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第2項第1号の許可の年月	許可の年月日	許可の番号	放射線取扱主任者の氏名

	日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名			
診療用放射線照射装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	個数			
	装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量	種類	ベクレル単位をもって表した数量	
	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
診療用放射線照射装置を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴	氏名	放射線診療に関する経歴		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項に規定により選任され	許可の年月日	許可の番号	放射線取扱主任者の氏名	

	た放射線取扱主任者の氏名			
診療用放射線照射器具に関する事項	型式			
	個数			
	装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量	種類	ベクレル単位をもって表した数量	
	診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
	診療用放射線照射器具を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴	氏名	放射線診療に関する経歴	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条第1項に規定により選任された放射線取扱主任者の氏名				
診療用放射線照射器具であって、その装備する放射性	その年に使用を予定する診療用放射線照射器具の型式及び個数	型式		
		個数		
	装備する放射性	種類	ベクレル単位をもって表した数量	

	同位元素の物理的半減期が30日以下であるものを備えた診療施設の場合	位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量		
		ベクレル単位をもって表した放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量及び一日の最大使用予定数量	最大貯蔵予定数量	一日の最大使用予定数量
放射性同位元素装備診療機器に関する事項	製作者名			
	型式			
	台数			
	装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもって表した数量	種類	ベクレル単位をもって表した数量	
	放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線傷害の防止に関する構造設備及び予防の概要			
	放射線を飼育動物に対して照射する放射性同位元素装備診療機器の場合	当機器を使用する獣医師の氏名	放射線診療に関する経歴	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号（同法第3条の放射性同位元素を使用する場合に限る。）	許可の年月日	許可の番号		

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名（同法第12条の5第2項に規定する表示付認証機器及び同条第3項に規定する表示付特定認証機器のみを使用する場合を除く。）

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	その年に使用を予定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもって表した数量	種類	形状	ベクレル単位をもって表した数量
	ベクレル単位をもって表した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、一日の最大使用予定数量及び3月間の最大使用予定数量	種類ごとの最大貯蔵予定数量	一日の最大使用予定数量	3月間の最大使用予定数量
	診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受け			

ている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要		
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴	氏名	放射線診療に関する経歴
獣医療法施行規則第7条第1項の規定により選任された放射線管理責任者の氏名及び放射性同位元素の取扱いに関する経歴	氏名	放射性同位元素の取扱いに関する経歴

- 備考
- 1 施設の構造設備の平面図を添付すること。
 - 2 開設者が法人である場合は、定款を添付すること。
 - 3 その他必要な資料を添付すること。

探山叩禁仔任「第3条」及「第3条及び獣医療法施行規則第1条第2項」に「変更した事項」を「変更に係る事項」に含め、回禁仔に懸掛しつたのちの取扱いに依る。

- 備考
- 1 獣医療法第3条及び獣医療法施行規則第1条第1項の規定により届け出ることとされた事項について変更したときも、この様式により届け出ること。
 - 2 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合にあつてはその旨及び獣医療法施行規則第19条の2に規定する措置の概要を変更後の欄に記載すること。
 - 3 その他必要な資料を添付すること。

附 則

この取扱いに依る。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番